



接客娯楽業で化学物質による 労働災害が発生しています

令和6年8月作成

化学物質による労働災害発生状況

令和6年 長崎労働基準監督署管内の接客娯楽業において、化学物質による休業4日以上の労働災害が2件発生しています。

発生年	発生状況	イメージ図
令和6年	機械室にて、ろ過機のタンクの補充作業を行っていたとき、塩化アルミニウムのタンクに、誤って、次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、塩素ガスが発生し、労働者2名が塩素ガス中毒による咽頭痛となったもの。	
令和6年	店舗の厨房にて、具材をバックヤードに取りに行く途中、清掃のため、床に置いていた薬剤を染み込ませたペーパーにより転倒し、右半身が薬剤に触れ、火傷を負ったもの。	

厚生労働省では、特別に規制されていない化学物質等が原因となる労働災害が多く発生していること等を踏まえ、労働安全衛生規則等の一部等を改正し、令和6年4月より「新たな化学物質規制」が全面的に施行され、業種や規模を問わず事業場には化学物質の自律的な管理が求められることになりました。

以下の事項にかかる職場における自律的な化学物質管理の実施をお願いします。

リスクアセスメントの実施について

化学物質による労働災害が発生する背景には、ある化学物質が特別規則の対象物質に追加されると、その物質の使用をやめ、危険性及び有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更した結果、職場において十分な対策が取られずに化学物質が使用されているという課題があります。リスクアセスメントを実施し、ばく露防止のための措置を適正に実施する自律的な化学物質管理の制度を導入してください。



参考サイト



職場のあんぜんサイト
化学物質のリスクアセスメント実施支援

CREATE-SIMPLE

CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）は、あらゆる業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。

化学物質管理者の選任について

令和6年4月からは化学物質を製造し、または取り扱う事業場においては、「化学物質管理者の業務を担当するために必要な能力を有する者」から**化学物質管理者**を選任することとされています。具体的には、下記の「職務」を実施できる方を選任することが必要です。

化学物質管理者の職務

- ・ラベル・SDS（安全データシート）等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 など



なお、「化学物質管理者の業務を担当するために必要な能力を有する者」について、「リスクアセスメント対象物の製造事業場以外」では、**専門的講習の受講は義務ではありませんが**、受講することが推奨されています。

皮膚等障害化学物質への直接接触防止

皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質や、皮膚から吸収され健康障害等を生ずるおそれがある物質について、製造・取り扱いの際、次のように労働者に保護具（**保護眼鏡**、**不浸透性の保護衣**、**保護手袋**又は**履物**など）を使用させる義務、努力義務が定められました。

	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
健康障害を起こすおそれのあることが 明らか な物質	努力義務 (安衛則 594 条の2)	義務 (安衛則 594 条の2)
健康障害を起こすおそれがないことが 明らかでない 物質	努力義務 (安衛則 594 条の2)	努力義務 (安衛則 594 条の3)
健康障害を起こすおそれがないことが 明らか な物質	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

その他の新たな化学物質管理にかかる最新情報・解説等は、以下のウェブサイトコンテンツが掲載されています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」
(厚生労働省ホームページ)



- 職場の化学物質管理
「ケミサポ」
(労働安全総合研究所ホームページ)



担当部署 長崎労働基準監督署 安全衛生課

所在地 長崎市岩川町 16-16

電話 095-846-6392